

小美玉市消防本部訓令第4号

小美玉市消防業務におけるサングラスの着用に関する要綱を次のように定める。

令和8年8月3日

小美玉市消防長 藤枝 修二

小美玉市消防業務におけるサングラスの着用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、小美玉市消防本部警防規程（平成18年小美玉市消防本部訓令第17号）第4条第1項の規定に基づき、日光による公用車運転中及び現場活動中の事故防止並びに紫外線による健康被害の予防対策をすることで、安全かつ効果的に活動ができるよう消防業務中におけるサングラスの着用に関する運用を定めるものとする。

(サングラスの定義等)

第2条 サングラスの定義は、直射及び反射光を防げんとともに、強い太陽光線から目を保護するために、色付きのレンズを用いた眼鏡とする。

2 サングラスの仕様は、消防職員として品位を保つ上で、華美又は奇抜な形状や色調でないものとする。不適なサングラスの形状や色調の目安は、別表のとおりとする。

(対象者)

第3条 サングラスの着用を認められる対象者は、車両の運転や屋外での業務に当たる消防職員とする。

(着用要件)

第4条 着用するサングラスの形状や色調が、第2条第2項に適合していることを消防署長又は当直責任者が認めたもので、かつ、前条の対象者に該当する場合に着用を認める。

(着用不可要件)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、サングラスの着用を認めない。

- (1) 着用するサングラスの形状や色調について、消防署長又は当直責任者が第2条の要件に適合していないと判断したとき。
- (2) 業務及び活動時に市民と直接対応するとき。
- (3) 屋内で活動及び業務をするとき。

- (4) サングラスを着用することで業務に支障を来すと考えられるとき。
- (5) 緊急消防援助隊での出向時及び活動時等に県大隊として着用が認められないとき。
- (6) 隊長等がサングラスを外すよう命令したとき。

(サングラスの整備)

第6条 サングラスは、着用する職員個人が、防げん対策上必要となる程度のものを個人で整備する。

(管理及び対策)

第7条 サングラスの管理及び着装における対策は、次のとおりとする。

- (1) サングラスについては各人で管理し、破損及び紛失については各人で対応すること。
- (2) サングラスの選定は、直射日光による視界不良軽減、紫外線予防等で目的が異なるため、各人の判断に委ねること。
- (3) 高所作業の際は、落下防止措置を図ること。
- (4) 第5条の規定によりサングラスを一時的に外す場合は、額や後頭部にずらしたり、アポロキャップに付けたりせずに、ポケット等に収納するなど、落下しない措置をすること。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

不適なサングラスの形状や色調の目安

形状	・レンズが極端に大きく顔からはみ出る ・レンズの形状が鋭角になっている ・フレームが極端に大きい ・フレームが極端に吊り上がっている ・商品ロゴマークが目立つ ・跳ね上げ式になっている
色調	・レンズの表面が鏡（通称「ミラー」） ・レンズ表面がグラデーション（通称「レインボー」） ・フレームの色が原色や蛍光色等、派手なもの ・隊員間でアイコンタクトができないレンズの濃度のもの

【着用可の例示】 フレーム、レンズ共に原則黒系



【着用不可の例示】 華美なもの、奇抜なデザイン等

